

令和2年度第1回日進市自治推進委員会 議事録

- 日 時 令和2年10月2日(金) 午前10時から午後0時15分まで
- 場 所 日進市役所本庁舎4階第3会議室
- 出 席 者 昇秀樹、杉山知子、岡田育夫、清水香子、長谷川純、鈴木知代子、住田穂積、田中拓己、幸村朋子(敬称略)
- 欠 席 者 谷口功(敬称略)
- 事 務 局 石川達也(総合政策部長)、和田徹(同調整監)、杉田武史(同部次長兼企画政策課長)、河合一成(同課市政戦略係長)、犬飼啓貴(同課同係主任)
- 説明の為に出席した者 所俊邦(情報広報課課長補佐)、岡部功(市民協働課長)、藤永崇(同課市民協働係長)
- 傍聴の可否 可
- 傍聴の有無 有(5名)
- 次 第
- 1 開会
  - 2 委嘱書交付
  - 3 市長挨拶
  - 4 自己紹介
  - 5 会長・副会長選出
  - 6 諮問
  - 7 議題
    - (1) 日進市自治基本条例について
    - (2) 日進市自治基本条例第27条に基づく検証について
    - (3) 市民参加手続の実施状況報告について
  - 8 閉会
- 配布資料
- ・資料1 日進市自治推進委員会について
  - ・資料2 日進市自治基本条例の運用について
  - ・資料2別添1 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について
  - ・資料2別添2 日進市新型コロナウイルス感染症対策・支援一覧表
  - ・資料3 自治基本条例検証関係課一覧及び検証シート(第18条から第20条)
  - ・資料4 令和元年度市民参加手続の実施状況及び令和2年度の実施予定について
  - ・当日配布資料 市民参加の対象事項と手続方法の関係について
  - ・参考資料 第6期(平成30～令和元年度)自治推進委員会答申内容

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 委嘱書交付
	3 市長挨拶
	4 自己紹介

発 言 者	内 容
	5 会長・副会長選出
	委員の互選により、昇委員（会長）、杉山委員（副会長）が選出された。
	6 諮問
	7 議題
会 長	議題（1）日進市自治基本条例について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	（資料1、資料2、資料2別添1、資料2別添2に沿って説明）
会 長	説明について意見や質問はありますか。
委 員	新型コロナウイルス感染症対策については、守りの対策が多く、感染を広げないための対策が少ないです。例えば、日進駅の近くに人が集まる店ができ、密閉・密集が発生しているということで地域の人が不安を感じています。このような店に対して、市として指導はできないにせよ、お願いベースであっても感染症感染者の発生を抑えるような取組を行っていただきたいです。
事 務 局	そのような事例については、住民・事業者の両方に配慮を行いながら、場合によっては個別に事業者へ連絡する等の対応を行っています。
会 長	前例がない状況であるため、法律や条例で強制力を持った規制をかけることが妥当かどうかは後追いの解釈になります。感染者が発生しやすい条件がある程度、類型化してから、規制をかけるやり方が考えられます。一方で、事前に広く規制をかけるという考え方もあり得ますが、どちらが大多数に受け入れられる考え方かということになります。どちらにせよ、市民が不安を感じることに合理的根拠がある場合は、要請を行っていくことになると思います。
委 員	そういった対応を行う仕組みや部署はあるのですか。
事 務 局	新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されており、事務局は企画政策課となっています。そのような情報を得た場合、対応を行うことがあります。
委 員	資料2の2ページに記載された「イ 情報公開」の具体的な内容は、市が市民に対して情報を発信する内容となっています。これに対して、市民が市に対して情報公開請求を行うことができる仕組みを周知していくことが必要と思います。 また、資料2別添1の内容は、日進市公式ウェブサイトで発表されているものと少し違いますが、どちらが最新ですか。にぎわい交流館が感染症対策を厳しく実施していることで使いにくいという意見があり、このような対策をとることとなった経緯を知りたいと考えています。にぎわい交流館は市民活動の拠点ですので、市民活動が衰退することがあってはいけないと考えています。
事 務 局	情報公開請求制度の周知については、委員のおっしゃる通りと考えます。また、市としては、市民の知りたい情報が発信できるよう、努めてまいります。資料内容については、ウェブサイトが最新です。その他、にぎわい交流館については、安心して使っていただけるよう、愛知県の安全安心宣言施設に申請して対策を行っているところですが、使いにくいというご意見については、今後の運営のために承ります。
委 員	10月号の広報にっしんに自治基本条例の啓発記事が掲載されており、その内

発 言 者	内 容
	容として、パブリックコメントという言葉が使われていました。この言葉はどのような意味でしょうか。今回の資料でも使われていますが、できる限り、市民に分かりやすい言葉を使っていただきたいと思います。
事 務 局	条例や計画等を策定する際に、案の段階で公に意見を聴く機会を設ける取組です。これまでも長く行われてきた取組ですが、なお、説明が必要なものでしたら、そのように対応をしていきたいと考えます。
委 員	注釈をつける等していただければと思います。
会 長	市民の多くになじみが薄い外来語を使う際は、日本語訳や説明文をつける習慣をつけるとよいと思います。
会 長	次の議題へ入ります。(2)日進市自治基本条例第27条に基づく検証について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(資料3に沿って第18条の部分を説明)
会 長	第18条の説明について意見や質問はありますか。
委 員	機構改革について、所掌する事務が変わらないにも関わらず、部署名だけが変わるといったことがあります。これは、市民の混乱を招くため、やめていただきたいと思います。また、日進市公式ウェブサイトのリニューアルに伴い、事務分掌が部署毎のページに示されず、PDFファイルの一覧表になっています。部署ごとのページに表示された方が見やすいと感じています。その他、プロジェクトチームについて、総合計画の推進に当たって作られているとのことですが、地域福祉計画についても、法改正により福祉関係の最上位計画となっています。地域共生社会の実現のためには、分野横断的なプロジェクトチームが必要と考えます。
事 務 局	部署名については、ご意見として承ります。ウェブサイトの事務分掌については、PDFファイルになっていることが見づらいとのご意見でしょうか。
委 員	部署のページを開いた時に、事務分掌や連絡先が別ページに記載されていることが見づらく感じます。また、事務分掌が記載されているページが見つけづらいです。
事 務 局	ご意見として承ります。
委 員	知りたい内容を所掌する部署の見当がつく方は個別ページに記載されている方が分かりやすいと思いますし、見当がつかない方は全部署の一覧の方が分かりやすいと思います。
事 務 局	地域福祉計画の重要性については、承知しております。ご意見として承ります。
委 員	プロジェクトチームについて、大きな問題を取り扱うものとのイメージがあります。横断的であって、小さな問題を解決していく取組はあるのでしょうか。
事 務 局	部署をまたぐ内容については、原則、関係部署同士で調整を行います。関係部署が増えてきたとき、どの段階でプロジェクトチームを設置するかという部分については、常に改善の余地があるものと考えています。
委 員	現時点でも、関係部署で調整を行いながら動いているということですか。
事 務 局	おっしゃるとおりです。

発 言 者	内 容
委 員	資料3の4ページ、「現状と問題点」において、プロジェクトチームは柔軟な対応を行うと記載してある一方、統一的なルールを整備すると記載してあるのは矛盾しているのではないのでしょうか。
事 務 局	必要に応じてプロジェクトチームを設置していきますが、乱立等、各部署で所掌する事務に影響を及ぼすような状況を防ぐため、ある程度の基準を設けるべきという意味で記載しております。この基準をどのように定めるかが問題点と考えております。
会 長	ルールという言葉は厳しく感じますので、一定の基準というような言葉に改めてはいかがでしょうか。
委 員	事務分掌は市民に分かりやすくするべきということを考えたとき、これからは外国人等、様々な背景の方をより意識した組織とする必要もあると考えます。
事 務 局	所掌する事務が分かりやすい組織作りについては、従来から要請されているものですので、これからも留意してまいります。
会 長	意見として2点申し上げます。 1点目は、ルビを振るということです。母国語が日本語でない方等を意識するとき、漢字が大きな障壁となります。市民に分かりやすくという時に心がけていただきたいと思います。 2点目は、市民目線から見た時の組織体系を考えていただきたいということです。日本の行政組織は、サービスの供給者目線で作られています。組織を作る際は、需要者である市民目線から見た分類を検討していただきたいと思います。三重県で事例があります。現在は法の制限もなく、自治の内容となっておりますので、取り組んでいただければと思います。
会 長	第19条について説明をお願いします。
事 務 局 情 報 広 報 課	(資料3に沿って第19条の部分を説明)
会 長	第19条の説明について意見や質問はありますか。
委 員	市長などと語る会に参加する市民団体の選定基準、令和元年度のふれあいトークの実績を教えてください。また、ふれあいトークについて、会員名簿の提出が難しく、参加できない団体があるものと考えられますので、提出不要としていただきたいと思います。 また、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントに参加してきた経験から、多く出てきた意見が反映されなかったり、意見聴取の対象が計画等の根本的でない部分となっていたりということがあります。市民の意向を的確にとらえるという部分が弱くなっているのではと危惧しています。
情 報 広 報 課	選定基準については要綱を基準としています。なお、ふれあいトークの実績は5件です。会員名簿については、構成員の人数が非常に多い事例がございました。参加者の名簿を提出していただくことで対応しております。
事 務 局	意見聴取の結果反映や聴取対象については、全庁的に対応すべき内容と考え

発 言 者	内 容
	ており、ご意見として承ります。
委 員	大きな事業について、市民全体としてどれぐらいの割合で賛成・反対があったのかということが分かりません。これが分かると検証ができると思いますので、前段階の調査をしっかりと行ってほしいと思います。
事 務 局	表に出てこない意見をどのように把握していくかということについては、手法等を検討してまいります。
委 員	声を出したくても出せない市民の意見が最も重要と考えます。そういった意見を拾い上げていくというような問題点が記載してあってもよかったと思います。
事 務 局	最終的な答申をいただく際に記載することを検討いたします。
会 長	民主主義は、声を上げなければ反映されない制度です。例えば、身体障害と知的障害では、本人の声が上げられる度合いに違いがあり、制度改正等に差が出る場合があります。民主主義はそのような弱さがあります。行政関係者は、声なき声に反応しにくいという民主主義の弱さを知ったうえで、平等な施策を実施しなければなりません。民主主義の仕組みによることが正義ではないということを意識していただきたいと思います。
委 員	アンケート調査について、世代によって、なじみのある手段が変わるということ意識するとよいと思います。
事 務 局	研究してまいります。
会 長	第20条の検証は、時間の制約から次回の会議で行うこととします。
会 長	次の議題へ入ります。(3)市民参加手続の実施状況報告について説明をお願いします。
市 民 協 働 課	(資料4、当日配布資料に沿って説明)
会 長	説明について意見や質問はありますか。
委 員	資料の「説明会等」には、意見交換会・公聴会を含みますか。また、アンケート調査が「その他」となっていますが、「意向調査」ではないでしょうか。
市 民 協 働 課	「説明会等」には、原則、意見交換会・公聴会を含みます。但し、実施内容によっては、「その他」に含むものもあります。また、調査の内、抽出対象等の条件を定めて実施するものを「意向調査」としております。
会 長	担当課の判断で分かれることがあるということですか。
市 民 協 働 課	内容によって分かれることがある状態です。
会 長	試行を重ねながら担当課が同じ判断ができるよう、経験を積んでいくべきものと考えられます。
事 務 局	できるだけ個別の分類に当てはめるよう、見直して修正いたします。
会 長	修正していただいた方が分かりやすいと思います。
委 員	この議題については、当日配布資料が追加されたため、次回会議で改めて議題としていただきたいです。また、意見の一つとして、資料4の5ページに記載のある防災交通課担当の計画策定について、附属機関とパブリックコメントの手続が行われています。策定の場面における手続としては附属機関のみとなります

発 言 者	内 容
	が、この附属機関は男性26名、女性2名です。多様な意見を聞いて策定していく観点からは、委員構成の見直しが必要と考えます。
市 民 協 働 課	この附属機関に限らず、委員任命の際は男女比率等、日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則上の留意事項や、やむを得ない事情の内容を確認しています。やむを得ない事情がある場合でも、次回の委員更新時に改善するよう継続して働きかけています。
事 務 局	資料4については、次回会議でも改めて議題とさせていただきます。
会 長	そのようにお願いします。
委 員	意見があれば事前に提出しておくことで、次回の会議が円滑に進むと思います。
会 長	事務局で集約をお願いします。
	8 閉会